会務委員会規程

第1条　名称
　日本質的心理学会は会則第4条にもとづき、会務の円滑な運営を図るため、理事会のもとに会務委員会をおく。

第2条　業務
　会務委員会は次の業務を処理する。
1 常任理事会・理事会、会議等に関すること
2 会則・諸規程に関すること
3 入会・退会に関すること
4　その他必要な業務

第3条　委員会の構成
1　本委員会には委員長1名及び委員若干名をもって組織する。
2　常任理事会の議を経て選出された常任理事を会務委員長とする。委員長は委員会の業務を統括する。
3　委員の選出は委員会の推薦により、常任理事会にて承認を得る。

第4条　任期
　委員の任期は、原則として3年とし、再任を妨げない。

第5条　規程の改正
　本規程の改正は、常任理事会における決議を経なければならない。

附則
1　この規程は、2017年 2月19日より施行する。
2　この規程は一部改訂し、2019年 2月16日より施行する。
3　この規程は一部改訂し、2023年11月5日より施行する。
4　この規程は一部改訂し、2026年5月9日より施行する。